



第2部 各論

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第2章 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

第3章 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

第4章 自然環境と共生する安全なまちづくり

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり



第1章

活力ある産業と 交流のまちづくり



第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第1節 農業の振興

現状と課題

農業は、本町の基幹産業であり、温暖な気候を活かした露地野菜・施設野菜をはじめ、果樹・花き等の施設園芸が定着しており、国・県の農地整備事業等による生産基盤の整備、就農支援や省力化機械・施設等の整備により、生産拡大を進めています。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者不足、輸入農産物との競合などによる価格低迷などから、年々、離農者や耕作放棄地の増加が見られます。

また、町の農業生産額の約8割を占める畜産は、生産額が約90億円となっています。しかしながら、飼料の高騰、海外悪性伝染病の発生などへの対応、家畜排せつ物の処理等環境への負荷削減への対応など厳しい経営環境への適切な対応が求められています。

このような状況の中で、本町の農業が持続的に発展していくためには、トレーサビリティや減農薬栽培など「安心・安全」な農産物の生産のほか、農商工連携・6次産業化による加工品の開発など、農産物の高付加価値化を図る必要があります。

また、農業従事者の減少が見込まれる中、農業の生産性を発展させるためには、農業のIoT化、AI活用、省力化、作業軽減化、有利販売に向けての販路開拓、マーケティング能力の向上などが課題となっています。

さらに、地域農業の継続のため、法人化、新規就農者を確保するほか、高齢者の農業継続のための支援を行うことも重要です。

あわせて、継続的に地域の環境を守るために、環境保全型農業の推進も重要となります。

政策の基本方針

農業経営の安定化と持続的な発展に向け、農村地域の秩序ある土地利用を図り、農業生産基盤の整備を図るとともに、希少価値の高い産物や加工技術の開発などにより、南大隅ブランドの高付加価値型農業への再構築に向けた取組を進めます。

また、農業の生産性を向上させるために、AI、IoT、ドローン等のスマート農業に活用できる新たな技術を生産現場に積極的に導入していくなど、スマート農業の導入が不可欠です。

また、地産地消、地産来消の展開や道の駅などを活用した積極的な販路拡大や顧客開拓に努め、企画・開発力に優れた活力ある農業のまちづくりを目指します。

さらに、観光業や商工業などとの連携による取組を進め、農業の魅力づくりと活性化を図ります。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

施策の体系

第1項 農業生産基盤の整備

(1) 農業生産基盤の整備

農業の生産性向上に向けて、農地やハウス等の農業関連施設など、生産基盤の整備を図るとともに、農業用水などの保全管理や就農者が作業しやすいほ場整備に努め、農業生産基盤の維持・増進を図ります。

(3) 遊休農地の活用

遊休農地については、中山間に存在する狭小農地が多数存在しているが、農業上の利用増進を図る農地について、農地流動化を進めることで担い手農家への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努めます。

(2) 農地の荒廃防止

耕作放棄地の解消を図るため、地域農業の振興及び企業の農業参入を推進します。

また、暗きょ対策、土壌改良、畦畔除去、飼料作物の生産などによって、遊休農地や耕作放棄地の解消、担い手農家の支援のための農地再生を図ります。

(4) 農業農村整備事業の推進

各種事業で整備された用水路、排水路、農道などの保全・管理に努めるとともに、未整備地域の解消に努めます。

また、中山間地域における農業法人化の支援を図ります。

第2項 農産物の高付加価値化と販路拡大

(1) 安心安全な農産物づくり

消費者の安全・環境志向に応えられるよう、トレーサビリティや減農薬・減化学肥料栽培による農産物の生産を進めるとともに、畜産部門との連携による資源循環型農業を推進します。

また、農薬や化学肥料に依存しない環境や消費者に配慮した農業を推進するために、I P M (Integrated Pest Management) 栽培を推進します。

(3) スマート農業の推進

作業効率化や生産性向上を図るため、本町の農業に適したスマート農業（ロボット技術、IoT、AIなどを活用して、省力化・高品質生産を実現する新たな農業）の取組を推進します。

(5) グリーンツーリズムの推進

農業や観光産業との連携を図り、グリーンツーリズムを展開するとともに、都市住民等との交流を通じた農産物・農産加工品の販路拡大等により、農村地域の活性化を図ります。

(2) 農産物の高付加価値化の推進

トレーサビリティや減農薬・減化学肥料栽培への取組とあわせて、熱帯果樹（パインアップル・パッションフルーツ・アボカド等）などの高付加価値な商品作物の生産拡大、県の大隅加工技術拠点施設等との連携のもと6次産業化による加工品等の開発を進めることで、農産物の高付加価値化を支援します。

(4) 販路拡大の取組強化

各種事業で整備された用水路、排水路、農道などの保全・管理に努めるとともに、未整備地域の解消に努めます。

また、中山間地域における農業法人化の支援を図ります。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第3項 担い手の確保・育成と農業経営の安定化

(1) 担い手・後継者育成

生産力の向上を図るために、経営支援や技術支援を通じ地域農業の中核となる担い手を育成するとともに、法人化を進めることで安定した雇用の場を創設し、地域社会で後継者を育成する地域づくりを進めます。

(3) 高齢者の農業継続

農作業の受委託制度の確立や高齢者向けの作物導入で、体力に応じて農業が継続できるよう支援します。

特に、柑橘類の栽培・収穫作業の安全確保等のために、適切な樹高管理を支援します。

また、集落営農を推進し、年齢に合った作業や役割分担で高齢者が生きがいをもって農業経営に参画できる地域づくりを推進します。

(5) 畜産経営の支援

優良牛導入の基金活用の継続、高齢生産豚・牛の淘汰・更新を推進するとともに、共同出荷を支援します。

また、南大隅町畜産振興会を通じて、畜舎への消毒剤の配布など防疫対策への支援に努めます。

さらに、畜産物の商品性向上のために、系統再構築に向けた取組に対する支援を進めます。

肉用牛生産者の労働力軽減と生産性向上を図るため、ICTやIoTを活用したスマート畜産をクラスター事業等の活用で推進します。

(2) 新規就農者・UJIターン者等の確保

農地の幹旋、導入資金の貸付制度、生活費援助等の資金援助、品目別栽培技術の指導助言、就農情報発信事業など、新規就農者や認定農業者の育成・確保に努めます。

(4) 鳥獣害防止対策の推進

鳥獣による農作物等の被害防止を図るため、捕獲報償金の交付、猟友会の有害鳥獣捕獲に対する補助、箱わなや防護柵等の設置補助のほか、関係団体とも連携し、パトロールの実施などを行い、被害軽減に努め農業経営の安定化を図ります。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

【トレーサビリティ】

食品の安全を確保するために、栽培や飼育から加工・製造・流通などの過程を明確にすること。また、その仕組みのことを言います。

【スマート農業】

スマート農業とは、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のことです。

日本の農業の現場では、課題の一つとして、担い手の高齢化が急速に進み、労働力不足が深刻となっています。

そこで、スマート農業を活用することにより、農作業における省力・軽労化を更に進められる事が出来るとともに、新規就農者の確保や栽培技術力の継承等が期待される効果となります。

【グリーンツーリズム】

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動です。

欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及しています。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーンツーリズム、フランスではツーリズム・ベール（緑の旅）と呼ばれています。

【UJIターン】

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指します。



第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第2節 林業の振興

現状と課題

本町の総森林面積は16,692haで、総面積の約78%を占めます。そのうち民有林面積は9,325haで56%となっています。

また、民有林におけるスギ・ヒノキを主体とする人工林面積は3,614haで人工林率は約38%となっています。そのうち35年生以下の林分が約24%を占めており、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるために、今後とも保育や間伐を適切に実施していくことが重要です。

一方、近年、木材需要の高まりにより、主伐（皆伐）が増加していますが、後継者不足等による森林所有者の森林施業への意欲が減退してきており、適切な更新が図られていない森林も散見され、森林の有する多面的機能発揮の低下が懸念されています。

そのため、生物多様性の保全や地球温暖化防止に果たす役割、集中豪雨等自然環境の変化を考慮しつつ、自然的条件に照らして林業経営に適さない人工林は、自然環境に合った針広混交林等へ誘導し、適正な森林整備を推進していくとともに、森林施業の集団化・共同化の推進、路網等の生産基盤の整備、高性能林業機械の導入促進などによる低コスト化などにより、林業生産性の向上を図る必要があります。

また、森林組合の広域合併、林業関係団体の経営改善が求められます。

さらに、作業道新設等の基盤整備や荒廃山林解消に向けた対策等を積極的に進める必要があります。

政策の基本方針

大隅流域森林・林業活性化センターを通じて、県、町、林業事業者及び森林所有者、森林管理署等が合意形成を図りつつ、森林施業の共同化、林業担い手の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期的展望に立った林業諸施策の総合的な導入と実施を計画的かつ組織的に推進します。

なお、持続可能な森林経営を推進するため、森林経営に消極的な小規模森林所有者や不在村森林所有者について、森林の施業や経営の委託に関する情報提供や普及啓発活動などを積極的に行い、意欲のある林業事業者等への施業の長期委託を進めます。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

施策の体系

第1項 森林環境の保全・活用

(1) 計画的な伐採・造林・保育の推進

森林経営管理制度や森林環境譲与税を活用し、森林の多面的機能を確保しながら、計画的な伐採・造林・保育を促進するとともに、良質材や優良な原木の生産を推進し、除間伐の推進や間伐材の有効活用、主伐の実施、再造林の推進などにより、森林の適正な管理と林業の振興を図ります。

(2) 公益的機能別森林整備・活用の推進

森林のもつ国土保全機能や水資源涵養機能などの機能を高めるとともに、災害の未然防止の観点から治山事業等を推進します。

また、自然への関心の高まりに対応し、林業体験や森林とのふれあいの場の創出に取り組むなど、森林の有する保健休養機能の利用を進めます。

第2項 林業経営体制の強化

(1) スマート林業の推進

低い労働生産性や高い労働災害率といった林業特有の課題を解決するために、ドローンや地理空間情報、ICTやIoT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上、需要に応じた高度な木材生産を可能とする「スマート林業」を推進します。

(2) 担い手の育成

担い手の育成や雇用促進のため、森林組合と連携しながら、緑の雇用担い手対策事業や森林組合林業技術職員の社会保障制度加入を推進し、就労機会の充実を支援するなど、林業従事者や後継者の育成・確保を進めます。

(3) 用特用林産物等の開拓

シキミ等枝物生産者の幅広い年齢層を対象にした新規生産者の育成と定着、生産基盤の整備を促進します。

また、原木しいたけやたけのこ等の若年層への浸透と食生活への定着促進並びに地産地消を進めることで、本町特用林産物の需要拡大と生産振興を推進します。

第3項 生産基盤の充実

(1) 林道・作業道の整備

森林管理や林業経営の基幹となる林道・作業道の補修・維持管理を推進します。

また、中間土場の整備により、直接製材所や輸出用への販売を行う環境づくりを進めます。

(2) 性能林業機械の導入

作業の効率化、林内労働の負担軽減を進めるため、高性能林業機械の導入やコスト低減の技能技術の習得を支援します。

【スマート林業】

スマート林業とは、就業者が激減した林業において、少ない人材を「次世代の林業の担い手」として育成しIT技術を駆使して森林管理を「可視化」することにより、安全面でもコスト面でも多角的に効率のいい経営ができる取り組みのことです。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第3節 水産業の振興

現状と課題

水産業は農業と並ぶ重要な基幹産業であり、長い海岸線と複雑な岩礁で豊かな漁場が形成されており、鹿児島県のブランド認定の「ねじめ黄金カンパチ」の養殖をはじめ、定置網漁業、潜水器漁業、刺網漁業が複合的に営まれています。

また、ブリを対象にした飼付漁業も冬の風物詩となっています。さらに平成26年度から貝類の試験養殖も実施しており、新しい商品開発が期待されます。

しかしながら、魚価の低迷、燃油や餌代などの高騰など、厳しい漁業経営を強いられているため、引き続き付加価値向上等の調査研究、流通体制の整備、新たな販路開拓などが求められています。

あわせて、漁業者の主力が高齢化してきており、新規就業者の確保、技術の伝承等を支援する取組や、管理漁港の劣化等の調査をする必要があります。

政策の基本方針

水産資源の維持・増大と漁業者の経営向上を図るため、漁業者が安心して操業できるように漁場・漁港環境の整備を図るとともに、漁協の経営改善支援を含め、地域に適応した水産業の推進に努めます。

また、水産物のブランド化・高付加価値化を進め、販路拡大に努めるとともに、水産資源の保護・増殖、新規就業者の確保と後継者の育成などの取組を支援します。

さらに、観光業や商工業などとの連携による取組を進め、水産業の魅力づくりと活性化を図ります。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

施策の体系

第1項 水産業経営の支援

(1) 水産物の高付加価値化と販路の拡大

水産業の振興と漁協の経営安定化に向けて、県及び漁協等との連携を強化し、南大隅産水産物のブランド化や高鮮度保持技術の活用、加工品など新製品開発による付加価値の向上、観光や商工業などとの連携による6次産業化の推進、積極的な情報発信などにより販路拡大に努めます。

(3) 資源管理型・つくり育てる漁業の推進

漁船漁業については、持続的・安定的な漁業生産を実現するため、漁業者の自主的な資源管理を促進するとともに、漁場の整備や藻場の造成、有用魚介類の種苗放流等を計画的に進めます。

養殖業については、養殖漁場の持続的な利用と安定的な生産に向けた適正養殖の推進、魚病被害の未然防止に努めます。

(2) 漁業経営の安定化と担い手の確保・育成

漁業者等の経営の安定や資本装備の高度化を図るため、水産制度金融による支援を進めるとともに、新規就業者の確保・育成や、新たな経営改善にチャレンジする漁業者の自主的活動の支援等により、意欲と能力のある中核的漁業者の育成などの後継者対策を推進します。

(4) 地域ブランド化の推進と観光との連携

「南大隅のさかなは美味しい!」というイメージづくりなど、南大隅産水産物のブランド化を図るために、環境にやさしく品質の優れた本町産水産物を、統一したブランドで消費者に提供できるシステムづくりや水産物加工品の開発を進めます。

また、認知度向上と販売促進を図るため、直販所や道の駅、お魚まつり等の活用を進めるとともに、観光等とのさらなる連携を進めます。

第2項 水産業環境の整備

(1) 漁港・漁場の整備促進

漁港については、水産基盤機能保全計画を策定し、漁港施設の整備や長寿命化のための機能保全を進めるとともに、通年で安全な漁業ができるように漁港を点検整備していきます。また、漁場環境の改善のために築いそや魚礁等を整備していきます。

(3) 漁業体験等の地域間交流の促進

漁業・漁村の地域資源を活用した海の魅力の発信や都市住民との交流等の漁業体験のために、体験交流事業や特産品の販売、イベントの実施などを行います。

(2) 水産資源の効率的な供給

資源管理による水産資源の適切な利用を進めるとともに、その土台となっている漁場環境の保全を図ります。また、経済価値の高い魚種について、種苗放流により積極的に資源を増やす取組も進めます。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第4節 商工業の振興

現状と課題

本町の商業は、国道沿いを中心に商業活動が営まれています。その多くは家族経営の小規模事業者となっています。人口減少による消費の縮小に加え、近隣市町への大型店の進出、商店主の高齢化や後継者不足・施設の老朽化による空き店舗の増加により、商業経営は非常に厳しい状況が続いています。製造業については、食品加工や製造工場等も見られますが、就労の機会が多いとは言えない状況が続いています。

このような中で、商工会との連携により商工業・商店街などの活性化を図るほか、ドラゴンポートフェスティバル等の地域特性を活かした誘客イベントに対して支援を行い、交流人口の増加による商工業の振興を進めています。

商工業が持続的に発展していくためには、引き続き、商工業・商店街活性化に向けた取組を進めていくとともに、産業間の垣根を超えた連携の動きをさらに拡大させ、それぞれの相乗効果を高めていくことが重要です。

また、町民の町内における消費拡大に向けた取組と観光客の消費需要を満たすような取組を並行して進めていくことも求められています。

さらに、町内における就労の場の確保のため、優良企業等の誘致や起業促進を図る必要があります。

政策の基本方針

商工業の持続的な発展に向け、少子高齢化や消費者ニーズの多様化など、時代の変化に対応したサービスの充実を促進しながら、事業継承や新規参入者の支援を拡充し、商店街の活性化を図るため閉業した空き店舗の有効利用を推進するとともに、地産消費など広域からの集客向上を目指し、道の駅などを拠点に、知名度の高い地域資源を活用した特産品の開発、販路拡大などの取組を支援します。

また、本町の豊富な一次産品との連携を深め、地域の特性を活かした製造業の発展に向けて、新たな製品開発などによる市場開拓や販路拡大のための取組を支援するとともに、本町の地域特性に適合する産業の誘致に努めます。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

施策の体系

第1項 地域に信頼される商工業の展開

(1) 地域と共栄する取組への支援

南の最先端「岬の音・龍の光」事業のイルミネーション設置や商工会等が主体的に企画・実施するイベントなど、地域と共栄する商工業の展開を図ることを目的とした商工会等の取組に対する支援を行います。

(3) 域外との交流による商工業の活性化

地域の資源や特性を活かしたイベント開催を支援し、交流人口の拡大による商工業の活性化を図ります。

また、商工業事業者自らがイベント開催に携わり、地元町民との交流を深め顧客を増やすなど、人間関係構築による商工業の活性化を図る活動に対して支援を行います。

(2) 消費者のニーズに応える商工業の展開

本町の農林水産業の生産性を高めるための地域独自商品の開発や、高齢化及び人口減少の激しい地域問題に対応した営業活動等の商工業活動に対して支援を行い、消費者のニーズに対応できる商工業の展開を推進します。

(4) 空き店舗対策の強化

空き店舗活用の際の改装費等の補助など、商店街の空き店舗等を活用した様々な取組に対する支援を行うことで、来街者数の増加や空き店舗数の減少に努めます。

第2項 農林水産業との連携

(1) 産業連携の仕組みづくりの推進

農林漁業と商工業等との産業間連携を強化して、地域経済を活性化する取組を支援します。また、農林漁業者と中小企業者がそれぞれの強みを活かして共同で行う新たな商品やサービスの開発及び需要の開拓等に係る取組を支援します。

(2) 南大隅ブランドの開発と情報発信力の強化

南大隅産農林水産物の加工食品の開発や展示会等の各種イベントへの参加・出展を通じたPR活動・普及活動などを支援し、南大隅ブランド商品の付加価値向上に努めるとともに、販路の拡大を図ります。

第3項 企業誘致の促進と雇用の創出

(1) 企業誘致の促進

企業誘致による雇用の創出や新たな税収確保などを目指し、引き続き県や事業者など関係者からの情報収集に努めながら、優良企業の誘致活動の強化を図るとともに、企業の受け入れ体制を整備していきます。

また、企業誘致の促進のために、学校跡地など公共施設等の活用も視野に入れます。

(2) 雇用環境の充実

情報提供や人材育成などにより、求職者の就労の支援を行うとともに、労働者が安心して働くことができるよう、関係機関と連携を図りながら、労働環境の改善を目指し、労働福祉の充実を促進します。

また、ブロンズ人材センター（労働力需給体制構築事業）の効率的運営を図り、事業者の人手不足に対する人材派遣、求職者に対する事業所の紹介により、雇用と就業のマッチングを促進します。

さらに、外国人の活躍の場は今後ますます増加すると考えるため、外国人の活躍の場を増やし、地域経済の活性化を図る事業者の挑戦を促進します。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第5節 観光業の振興

現状と課題

本町の観光の現状について、2019（令和元）年の入込客数をみると、「佐多岬」が118,124人、「雄川の滝」が121,089人となっており、佐多岬のリニューアルオープンやNHK大河ドラマ「西郷どん」放映の影響で、過去の推移と比較して増加している状況にあります。

「ゴールドビーチ大浜海水浴場」、「さたでい号」などの観光資源や、豊かな自然を活かした「マリンスポーツ」などの体験型観光も誘客コンテンツの一つです。また、滞在型観光の核となる「ねじめ温泉ネッピー館」、「佐多岬ふれあいセンター（ホテル佐多岬）」など主要宿泊施設は、指定管理者制度を活用して管理運営を進めています。

その一方で、来訪者の増加による地域への経済波及効果や雇用創出効果を町内で幅広く享受できていない状況にあります。

本町には、農業、漁業、商工業などの生産分野や各地区で古くから守られ、育まれてきた自然・歴史・文化など魅力的な地域資源があります。これら地域資源と「雄川の滝」や「佐多岬」を重層的に組み合わせる多様な体験・滞在・交流型観光のさらなる育成・充実を図り、本町の経済成長を牽引する主要産業の一つに発展させていく必要があります。

また、大隅半島の他市町との連携や指宿地域との連携など、広域的な観光振興を図っていくことも重要です。

政策の基本方針

観光を推進する各主体が、観光客のニーズ等を踏まえ、町内の観光資源の見せ方や活かし方を検討し、多様な体験・滞在・交流型観光の育成・充実を図り、観光消費額の拡大に向けた取組を推進します。また、本町の地域特性や素材を活かした特産品づくりなど、来訪者にとって魅力的な商品開発に取り組むとともに、熱帯果樹、佐多牛等の産品ブランド構築の取組を引き続き推進します。

また、観光施設等の魅力向上や機能の維持のために、来訪者ニーズに対応した公共空間の整備や観光を支える人材の発掘、育成など、おもてなし環境の整備を推進します。

さらに、観光動向・ニーズの継続的把握と関係者との情報共有の仕組みづくりに努めるとともに、ターゲットを絞り、多様な媒体を活用した効果的な観光プロモーションを推進します。

観光を強力に推進していく体制を強化するために、各主体の役割分担の明確化と本町一体となった推進体制の構築を図るとともに、町内外の民間事業者等との連携を強化します。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

施策の体系

第1項 観光消費額拡大に向けた仕組みの構築

(1) 多様な体験・滞在・交流型観光の育成・充実

佐多岬及び周辺地区でのイベントの実施や自然、産業、文化、スポーツを活用したアクティビティの開発、民泊や教育旅行の受入態勢の強化などを進め、多様な体験・滞在・交流型観光の育成・充実を図り、観光消費額の拡大に向けた取組を推進します。

また、観光周遊バスの利用促進やレンタサイクル事業の拡充など、2次交通確保に向けた取組を進めます。

さらに、夕日の美しい景観を活用したツアー開発など、本町にある地域資源を活用した新しい観光商品の開発にも取り組みます。

(3) 佐多岬、雄川の滝の魅力づくり

根占地区から佐多岬に至るまでの沿線について、自然景観を損なわない、統一感のある観光案内板、標識、ビュースポットの案内サイン等の整備、道路コンディションの改善等を行っていきます。

また「雄川の滝」について、自然環境の保全・保護も視野に入れた観光基盤の整備や、周辺地域を巻き込んだ観光地域づくりの取組を推進していきます。

(2) 魅力的な食や土産品等の商品開発

南大隅町の産品を素材としたフードメニューの更なる開発や生産体制の確立に取り組むとともに、それら商品の販路拡大に向けて、パッケージデザインの制作や食に関するマーケティング等に取り組みます。

また、特産品ブランドの構築をさらに推進し、“南大隅町ブランド”として広くPRし、特に販路開拓に力を入れていきます。

(4) 指宿山川・根占航路の利用促進

広域観光ルートの推進や交流人口の増を図る上でも必要不可欠な山川・根占航路の利用促進や利便性の向上に努め、鹿児島県や指宿市及び近隣市町と連携を図りながら、周遊観光の核として当航路の安定的な継続運航を目指します。

また、団体観光客の集客や積み残しを解消するなど、フェリーの大型化と2次交通施策への取組を進めます。

第2項 おもてなし環境の整備

(1) 来訪者ニーズに対応した公共空間の整備

来訪者のニーズ把握に努め、観光施設等の魅力向上や機能の維持のために、各施設等の実情に応じた修繕・改修や駐車場・公衆トイレ等の環境整備を行います。

また、外国人観光客も含めた来訪者が、ストレスなく快適に町内観光を楽しめるよう、引き続きWi-Fiなどの通信環境の整備や観光案内板の設置・多言語化を推進するとともに、トイレ環境の改善に取り組みます。

(2) 観光を支える人材の発掘、育成

心地よい接客や観光案内等ができる人材の発掘、育成に取り組みます。

また、“消費につながる魅力的な商品づくり”（マーケティング）の知識と経験を持った人材を発掘、育成し、観光振興を地域経済の活性化につなげていきます。

さらに、本町一体となった取組が必要であることから、町民とも情報共有を図りながら、来訪者に対するおもてなし意識の醸成を図ります。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第3項 戦略的な情報共有と発信

(1) 観光ニーズの把握と情報共有の仕組み

観光動向や来訪者のニーズを把握するため、「雄川の滝」や「佐多岬」など町内の主要な観光地でのアンケート調査やネット調査等を継続的に実施します。調査結果については、観光関係者と情報共有を図り、PDCAサイクルを回しながら観光振興に向けて効果的な取組に反映させていきます。

(2) 効果的な観光プロモーションの推進

観光動向や市場ニーズ等を調査・分析し、新たな観光商品の企画・開発に取り組むとともに、ターゲットを絞り、多様な媒体を活用した効果的な情報発信を行います。

また、計画期間中に国内、県内で開催されるスポーツイベントを見据えて、国内外へ本町の魅力をPRします。

第4項 観光推進体制の強化

(1) 役割分担の明確化と推進体制の構築

本町の観光振興の仕組みづくりに向けて、観光協会、民間事業者、行政、町民・各種団体など各主体の役割分担を明確にするとともに、それぞれが主体的に、かつ連携を図りながら本町の観光振興を推進する体制を構築します。

(2) 民間事業者等との広域連携の強化

多様化・高度化する観光客のニーズに対応するため、町内外の民間事業者との連携をさらに強化し、観光資源のブラッシュアップや新たな観光商品の開発、誘客に向けたプロモーション活動等に取り組みます。

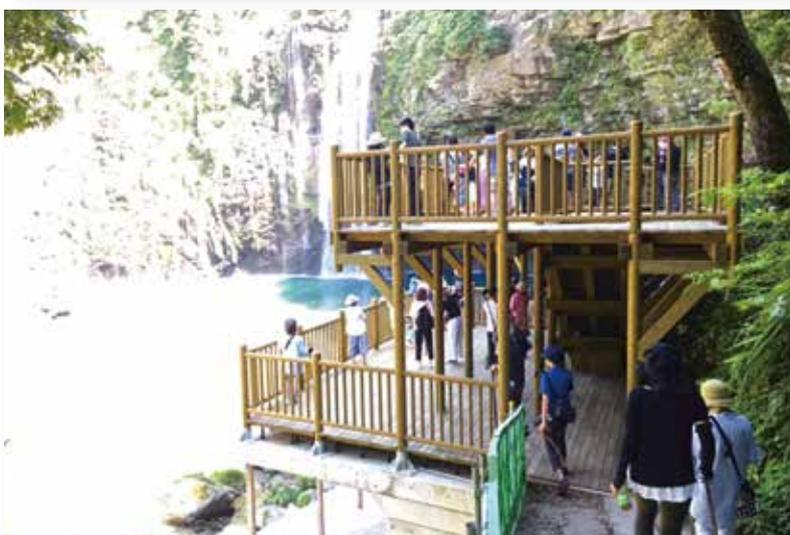
(3) 近隣市町との広域連携による観光の振興

佐多岬を核とした本町、大隅地域への観光入込客の増加を狙い、大隅地域の他市町、また、指宿市を中心とした南薩地域との広域連携による観光振興を個人旅行・団体旅行・教育研修旅行の誘致の側面から、関係機関に積極的に働きかけていき、推進体制の構築や、商品づくりを推進していきます。

【インバウンド】

外国人が日本に入ってくる旅行（訪日外国人旅行）のことを意味し、一般的にインバウンドと呼んでいます。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり



第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

第6節 起業・創業活動への支援

現状と課題

経済の低迷などにより、産業構造の大きな変革が迫られていることを背景として、新たな産業を創出し、質の高い雇用機会を確保していく必要性が高まっています。

本町においては、仕事を求める若年層の都市部への流出が目立ち、少子高齢化の要因ともなっています。そのため、様々な産業育成・支援対策を実施して雇用の維持・創出に努めていますが、社会経済状況の急速な変化と消費者ニーズの多様化・高度化が、町内の産業にも大きな影響を与えているのが現状です。

このような中で、新たな産業を育成し雇用機会を確保していくため、商工業・農林水産業や観光関連産業等との連携による新たな起業や、既存企業の新規事業分野への進出などを支援していきます。

政策の基本方針

中小企業などの事業経営者の高齢化や後継者不足が課題となっている中で、次代を担う人材を育成するため、起業・創業活動への相談体制や各種支援制度の充実を図るとともに、産官学金の連携や農商工連携・6次産業化によるイノベーションや地域特産品開発への支援、さらにはコミュニティビジネスなどの新しい産業の育成に努めます。

【イノベーション】

今までのモノ・しくみなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて、新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こす活動全般を指す概念、技術的革新、刷新、変革のことです。

【コミュニティビジネス】

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

第1章 活力ある産業と交流のまちづくり

施策の体系

第1項 起業・創業への支援

(1) 起業・創業活動への相談体制の充実

かごしま産業支援センターや大学等との連携を図りながら、技術開発や事業アイデア・企画から事業化、販路開拓・拡大といった企業活動の各発展段階に応じて、企業や起業家を総合的に支援できる体制の整備に努めるとともに、起業・創業に関する情報提供を行います。

(3) 産官学金連携、農商工連携・6次産業化の促進

地域資源を活かした新たな商品開発などを促進し、地域産業の活性化を図っていくため、商工業と農林水産業・観光関連産業などの連携による農商工連携・6次産業化など、異業種交流による新たな商工業スタイルの確立に向けた支援を行います。

(2) 各種支援制度の充実

創業等の意欲的な活動や既存中小企業の経営基盤強化など積極的な経営活動を金融面から支援するため、創業者や中小企業の資金ニーズを的確に把握するとともに、国・県等の事業の活用への支援、産業振興基金の活用や町独自の補助事業の創設など、効果的な制度の活用・確立を図ります。

第2項 コミュニティビジネスへの支援

(1) コミュニティビジネスの活動支援

町民が主体となって地域の課題を地域の資源を使って解決するために活動するNPOやコミュニティビジネスについては、これからの産業振興のひとつの柱として、創業支援、指導・相談の実施、情報提供などを行い、それぞれの活動を積極的に支援します。

【6次産業化と農商工連携】

「6次産業化」とは、農林漁業者による生産(1次)・加工(2次)・販売(3次)の一体化を通じて、農山漁村に由来する「地域資源」(農林水産物等)の付加価値を高め、地域内に雇用と所得を確保する取組のことを指します。

「農商工連携」とは、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品や新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行う取組のことを指します。

